

森林環境譲与税の使途の公表について

1 森林環境譲与税の概要

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより、「森林環境税」（令和6年度から賦課開始）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与開始）が創設されました。

森林環境譲与税は、納税者から国に集められた森林環境税を財源に、市町村や都道府県に一定の基準に基づき譲与され、森林の整備及びその促進に係る施策に充てることとされています。

2 森林環境譲与税の目的

森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数、国勢調査人口に基づき按分され、市町村や都道府県に譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされております。

3 森林環境譲与税の使途

令和元年度の久慈市の森林環境譲与税の使途は次のとおりです。

市では、配分された譲与税を、一旦、全額基金に積み立てたうえで、必要な額を取り崩して事業経費に充てることとしています。

歳 入	金 額
森林環境譲与税	26,099,000 円

歳 出	金 額
森林環境整備基金積立金	26,099,000 円

令和元年度は、全額を基金に積み立て、次年度以降の事業に活用することとしています。

関連リンク：林野庁ホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html